

令和2年4月17日

母子父子寡婦福祉資金貸付金の借主のみなさま

大分県福祉保健部こども家庭支援課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金の
償還金の支払猶予等の取扱いについて

母子父子寡婦福祉資金貸付金の各種資金について、貸付を受けた者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、下記の手続きを行い承認された場合は、償還金の支払いが猶予されます。

○支払猶予申請について

貸付金の申請を行った福祉事務所の自立支援員等に相談をしてください。
支払猶予申請書に記入し、添付書類と一緒に福祉事務所へ提出してください。
(申請書は福祉事務所に用意しています。)

○添付書類

給与明細書・・・コロナウイルス感染症の影響により就労収入減となったことがわかる給与明細、
コロナウイルス感染症の影響がない時点の給与明細（各1部）
※給与が毎月大きく変動する場合は、複数月分提出し、平均値で比較します。
(自営業等で給与明細が無い場合は、店舗等の収支がわかる書類等を添付。)

○注意事項

- ・承認された場合は、申請のあった月の翌月から最長1年間猶予します。
- ・申請時点で滞納がある場合は、支払猶予申請はできません。
ただし、その滞納がコロナウイルス感染症の影響によるものである場合は、就労収入減となったことがわかるもの（給与明細等）を添付し、それが適切なものであれば、この限りではありません。
- ・大幅な就労収入減等も無く、特に生活に影響がないと判断される場合は、支払猶予不承認となる場合があります。

【担当】

大分県福祉保健部こども・家庭支援課
家庭支援班 久々宮
電話：097-506-2704